



	お困りのこと	こんな支援があります	支援の内容は	お問い合わせは
給付	すべての方に	特別定額給付金	一律、お一人に <u>10</u> 万円	総務省コールセンター 0120-260020
	子育て世帯	子育て世帯への 臨時特別給付金	児童手当受給世帯に 子ども1人当たり <u>1</u> 万円	各市町 内閣府コールセンター 0120-271-381
	ひとり親世帯で低所得	ひとり親世帯 臨時特別給付金	児童扶養手当受給世帯等に <u>5</u> 万円(第2子以降 <u>3</u> 万円)	各市町 厚労省コールセンター 0120-400-903
	休業中、賃金を貰えなかった	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金	中小企業で働く方に、 賃金の <u>80</u> %(月33万円上限)	厚労省コールセンター 0120-221-276
	収入減で、修学継続が困難	国の修学支援新制度	奨学金の給付及び授業料等の減免	各大学、短大、高専、 専門学校等
	高校生の居る収入激減世帯	高校生等奨学給付金の 拡充	コロナに因る収入激減世帯も対象に追加	各高校
貸付	収入が減り家計維持が困難			
	→ 一時的に資金が必要	緊急小口資金	<u>10</u> 万円以内を貸付 (特別な場合 20万円以内)	各市町の社会福祉協議会 ※相談コールセンター 0120-46-1999
	→ 生活を立て直したい	総合支援資金	単身は月 <u>15</u> 万円以内、 世帯は月 <u>20</u> 万円以内を貸付(3か月以内)	
	失業された方、求職活動中	離職者生活安定資金 融資制度	<u>50</u> 万円以内を貸付	県労政福祉課 078-362-3362
住宅		県営住宅の提供	原則 <u>1</u> 年以内入居(延長可)	県住宅管理課 078-230-8470
	解雇などで、住む家がない	県住宅供給公社賃貸住宅の 提供	<u>6</u> ヶ月入居 1~2ヶ月目は無料 3~6ヶ月目は2割引 募集期間は9/30まで	神戸・阪神:公社住宅募集センター 078-232-9505 東・中播磨(明舞北住宅含): 播磨・明舞管理事務所 078-912-4110
	収入減で住居を失うおそれがある	住居確保給付金	家賃相当の額を支給(限度額有) 支給期間は原則 <u>3</u> ヶ月以内	各市:自立支援相談機関窓口 町:企業組合労協センター事業団 香美町、新温泉町 0796-34-6333 その他の町 079-224-2188

# 事業者の皆様へ

詳しくは、[県ホームページ](#)へ



	お困りのこと	こんな支援があります	支援の内容は	お問い合わせは
給付	ひと月の売上が前年同月の50%以上減少した	持続化給付金	法人 最大 <u>200</u> 万円 個人事業主 最大 <u>100</u> 万円	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570
	雇用を維持したいが人件費を払えない	雇用調整助成金	1人1日 <u>15,000</u> 円を上限額として、従業員の休業手当等のうち、 中小企業 最大 10/10 大企業 最大 3/4 を助成	兵庫労働局ハローワーク助成金デスク 078-221-5440
	売上が減り※、テナント家賃が払えない <small>※ひと月の売上が前年同月50%以上減少、又は3ヶ月合計で30%以上減少</small>	家賃支援給付金	法人 最大 <u>600</u> 万円(6ヶ月) 個人事業主 最大 <u>300</u> 万円(6ヶ月)	家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930
貸付	資金繰りが厳しい	①新型コロナ対策貸付 ②経営活性化資金 ③借換等貸付 ④新型コロナ危機対応貸付 ⑤新型コロナ感染症対応資金 ⑥新型コロナ感染症保証料応援貸付	① 売上減少時の運転資金 ② 迅速な審査 ③ 既往債務の負担軽減 ④ ①の別枠保証 ⑤ 3年間無利子、保証料免除 ⑥ 保証料免除	県地域金融室 078-362-3321
補助	感染拡大防止ガイドラインを踏まえて、感染防止を徹底するための資金が必要	事業再開に向けた感染防止対策への支援	業種ごとに必要経費を支援 ・従業員の労働環境確保のために行う接触・飛沫防止対策 ・店舗等の感染防止対策(空気清浄機、サーモメ、パーティション等) 等	中小法人、個人事業主 県中小企業事業再開支援金事務局 078-361-1500 商店街 県経営商業課078-362-3326 ホテル・旅館 県観光推進課078-362-3340
	農林漁業の経営継続が困難	農林漁業者への経営継続補助金	販路開拓、生産・販売方式の確立・転換等経営継続の取組に最大 <u>150</u> 万円	農林水産省経営政策課 03-6744-0576
	小学校の臨時休業により、子の世話で従業員が休業	小学校休業等対応助成金	特別休暇を取得させた事業主に助成金(1日上限8,330円、4/1~同 <u>15,000</u> 円)	厚労省コールセンター 0120-60-3999
	小学校の臨時休業等により、子の世話で自身が休業	小学校休業等対応支援金	休業した個人事業主、フリーランスに助成金(1日定額 <u>4,100</u> 円、4/1~同 <u>7,500</u> 円)	